

保護者の皆様へ

稲沢市子ども健康部保育課

## 幼児教育・保育の無償化制度のご案内

令和元年10月から、全国一斉に幼児教育・保育の無償化が始まりました。給食費、バス代、行事費などを除き、3歳から5歳の子どもの利用者負担金（保育料）は令和元年10月分から無料になっています。

稲沢市では、無償化の対象外である給食費についても独自に補助対象を拡大し、子育て世帯を支援します。

※ 無償化の対象・給食費の補助対象となるための申請は必要ありません。

### 1. 幼児教育・保育の無償化について

《3歳から5歳の子どもの無償化の範囲について》

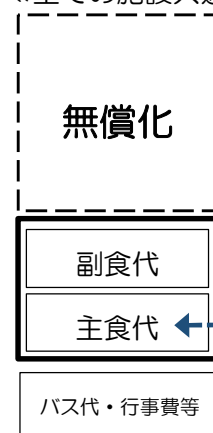
これまで

無償化後（令和元年10月以降）

《保育園を利用》

《幼稚園を利用》

《全ての施設共通》



給食費は無償化の対象外です。

引き続き、稲沢市が月額650円まで補助

※副食代の補助については、裏面を参照してください。

稲沢市が月額650円まで補助

※ 給食費、バス代、行事費など保護者負担が適当と認められる費用は無償化の対象外です。

幼児教育・保育の無償化の内容は、下表のとおりです。

利用施設	無償化の対象	無償化の範囲
保育園 認定こども園（2・3号認定） 小規模保育事業所	3歳児（年少）から5歳児（年長）の全世帯 0歳児から2歳児のうち市民税非課税世帯 （*2）	利用者負担金の全額
幼稚園（新制度に移行した施設） 認定こども園（1号認定）	満3歳児から5歳児（年長）の全世帯	利用者負担金の全額
幼稚園（新制度に移行していない施設） （*1）	満3歳児から5歳児（年長）の全世帯	授業料・入園料など 月額25,700円まで

\*1 稲沢市内にある幼稚園は全て、新制度に移行していない施設です。

\*2 稲沢市では、市民税非課税世帯の利用者負担金はすでに無料としています。

（裏面もご確認ください。）

## 2. 延長保育料と臨時延長保育利用料について

(1号認定子どもが預かり保育を利用する場合については、別途お知らせします)

稲沢市では、市内に住民登録がある子どもが市内の保育園・認定こども園・小規模保育事業所を利用する場合、利用者負担金が無料の子どもの延長保育料と臨時延長保育利用料を無料としました。

無償化に伴い利用者負担金が無料になった場合も、延長保育料と臨時延長保育利用料は無料とします。

**延長保育をご利用の際は、子どもが安全に、かつ安心して過ごせるよう、就労等の状況に沿った適正利用(\*3)にご協力ください。**

\*3 保育の必要性がない日・時間（お仕事が休みの日、買い物等、保育の必要性が認められない時間）の延長保育の利用は認められません。延長保育の利用申請の際には、各園または保育課で厳正な審査を行います。

## 3. 給食費について ※ 0歳児から2歳児の場合、新たに発生する給食費はありません。

令和5年9月以降、公立保育園の給食費は月額5,350円（主食代650円・副食代4,700円）とします。

給食費は、公立保育園を利用する場合は稲沢市へ、私立保育園・認定こども園を利用する場合は各施設へお支払いいただきます。

私立保育園・認定こども園の給食費の金額や納付方法は、各施設から後日お知らせします。

稲沢市では、下表のとおり副食代の補助対象を拡大します。

給食費区分	国の基準による無償化の対象	稲沢市独自の基準による補助対象 (稲沢市に住民登録がある幼児のみ)
主食代（米・麺・パン代） ≪上限 月額 650円≫	なし	全世帯（所得制限なし） ※平成27年度から無料化しています。
副食代 (おかず・おやつ・牛乳代) ≪上限 月額 4,700円≫	年収360万円未満相当の世帯 または、 同時入所の第3子以降の児童	国の基準に加え、 中学3年生から数えて第2子の児童 (市民税所得割額71,000円未満) または、 中学3年生から数えて第3子以降の児童 (所得制限なし)

幼稚園（新制度に移行していない施設）を利用している場合や稲沢市外の保育園等を利用する場合、給食費は一旦、施設またはその施設を管轄する市町村にお支払いください。対象の方へは、年度末に各月主食代650円・副食代4,700円を上限として給食費を補助します。

補助申請等については、後日お知らせします。

問合せ先 稲沢市役所 保育課  
TEL 0587-32-1297 (ダイヤルイン)